

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正)
 第八条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「独立行政法人国立健康・栄養研究所」を削り、「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第九条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

別表第十一号を次のように改める。
 十一 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
 (大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二十六号を次のように改める。
 十六 削除
 別表第二十九号を次のように改める。

第十九 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
 (中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

第十二条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表第十八号を次のように改める。
 十八 削除
 別表第二十二号を次のように改める。

二十二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所
 (独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第十三条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「独立行政法人医薬基盤研究所法」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。
 別表独立行政法人国立健康・栄養研究所の項を削る。
 (健康増進法施行令の一部改正)

第十四条 健康増進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)の一部を次のように改正する。
 第一条の見出し及び第三条第二号中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。
 (国立大学法施行令の一部改正)

第十五条 国立大学法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。
 第二十三条第一項第十三号を次のように改める。
 十三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第三百三十五号)第十五条第一項第一号口

(国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)
 第十六条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成十八年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第十三号中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」を「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立健康・栄養研究所」に改める。

(独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令の一部改正)
 第十七条 独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令(平成二十六年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改め、同条中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)
 第十八条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第五号中「独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。
 第二章 経過措置

(国が承継する資産の範囲等)
 第十九条 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第二条第二項の規定により国が承継する資産は、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める。

2 前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。
 (積立金の処分に関する経過措置)

第二十条 改正法附則第二条第十項の規定により独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う積立金の処分については、第十三条の規定による改正前の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(以下この条において「旧令」という。)第五条から第八条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第五条第一項中「独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」とあるのは「独立行政法人のうち、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十八号)別表において「改正法」という。)が積立金の処分を行うものとされている独立行政法人国立健康・栄養研究所については、研究所は、平成二十六年四月一日に始まる事業年度(以下「最終事業年度」と、当該中期目標の期間の次の)とあるのは「研究所の平成二十七年四月一日を含む通則法第二十九条第二項第一号に規定する」と、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日」とあるのは「同年六月三十日」と、同条第二項中「当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度」と、旧令第六条第一項中「独立行政法人」とあるのは「独立行政法人のうち、独立行政法人国立健康・栄養研究所については、研究所」と、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度」とあるのは「最終事業年度の事業年度の貸借対照表、最終事業年度」と、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」とあるのは「平成二十七年六月三十日」と、旧令第七条中「期間最後の事業年度の七月十日」とあるのは「平成二十七年七月十日」と、旧令別表独立行政法人国立健康・栄養研究所の項中「独立行政法人国立健康・栄養研究所」とあるのは「改正法附則第二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人国立健康・栄養研究所」とする。

(独立行政法人国立健康・栄養研究所の解散の届出等)
 第二十一条 改正法附則第二条第一項の規定により独立行政法人国立健康・栄養研究所が解散したときは、登記官は、前項の規定による届出に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による届出に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による届出に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による届出に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による届出に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による届出に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。